

石川県都市公園指定管理者仕様書
(犀川緑地)

石 川 県 土 木 部

令 和 8 年 8 月

犀川緑地指定管理者仕様書

犀川緑地(以下「公園」という。)の指定管理にあたっては、「石川県都市公園指定管理者募集要項」(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 公園概要

(1) 犀川緑地

公園名	犀川緑地	公園種別	都市緑地
所在地	金沢市法島町ほか	開設面積	39.0ヘクタール
当初開設日	昭和53年4月7日	最終開設日	平成29年 4月 1日
公園の特徴等	犀川は、永く県都金沢の街にとけ込み、市民の生活空間の一部となっている河川です。 犀川緑地は、このような歴史を持つ犀川の河口から大桑地区まで約13キロメートルのほか、伏見川、高橋川もあわせた河川空間を公園として一般に開放しているものです。 沿川の景観を保全するとともに、河川敷内を緑化し、散策、レクリエーションとして広く県民に利用されています。		
主な管理施設	河川敷芝生広場、休憩広場、自転車道路、遊歩道、緑地、便所、駐車場、遊戯施設		
管理区域	別図のとおり	開園時間	通年
指定管理者以外の者が管理する公園施設	いしかわ子ども交流センター		

(2) 管理事務所

管理事務所(犀川緑地)：木造2階建て $A = 108.00 \text{ m}^2$

指定管理者は、本建物を公園管理や利用者へのサービス拠点及び利用者への情報発信地として適正に運営すること。

(3) 管理料

管理料 63,130千円(単年度)

2 管理の方針

(1) 基本方針

管理にあたっては、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを公園利用者に提供するとともに、管理経費の節減に努めること。

また、公園は市民のレクリエーション活動や散策など憩いの場所として親しまれているため、様々な利用者や近隣住民の声を大切にしながら、公園ごとの特性に合わせた管理運営を行うこと。

(2) 維持管理方針

- ①園地や植栽管理(植込地、芝生、樹木、草地、花壇等)については、利用者の快適性や安全性の向上を考慮するとともに、各植栽の特性を把握し適正に生育するよう必要な管理を行う。
- ②施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、公園利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行うものとする。
- ③管理にあたっては、芝生広場の良好な管理に努めるとともに、草地の除草、サクラ類等の害虫駆除、落葉の民地への堆積等に対して期を逸することなく適切な管理を行い、利用者及び付近住民の満足度の向上に努めること。

(3) 運営方針

県民の多様なニーズに応えるため、常に公園利用者の声を聴取し、運営に反映させるものとする。

公園利用の活性化を図るため、積極的に利活用推進のための取組を実施するとともに、運営において、県民参加の実現と諸活動の育成・支援に努めるものとする。

- ①犀川緑地は、特に子ども達が水と緑にふれあう自然体験、自然学習を行うことができる都市部での貴重な公園であるため、これらに十分配慮した運営を行うものとする。
- ②また、オートバイの進入や焚き火等禁止行為が行われることのないよう配慮した運営を行うこと。

(4) 管理体制の確立

公園を適正に管理するため、業務の内容に応じて必要な職員、専門技術者、作業員等を適宜配置すること。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

なお、業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者又は管理事務所長を配置し、執行にあたること。

(1) 都市公園を利用する者に対する利便の提供に関する業務

- ①公園施設の使用受け、案内又は規制誘導に関すること。
- ②来園者や各種問い合わせ等に対する情報提供
- ③迷子、落とし物の連絡、保管等
- ④物品、備品等の貸し出し
- ⑤その他、利用者に対するサービス提供

(2) 都市公園の利用の促進に関する業務

① 自主事業の実施

公園の利用促進を図るため、指定管理者主催の各種事業を企画し、実施することができる。なお、自主事業は公園の設置目的に合致し、業務を妨げない範囲において、自己の責任により実施すること。

また、自主事業の実施にあたっては、事業計画書等により事前に県の承認を受けること。

- ②周辺地域、関係機関との連携・協働の推進
- ③公園利用の普及、啓発又はPR活動
- ④利用者アンケートの実施及びアンケート結果の管理への反映

(3) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務

公園の施設、設備、備品及び植栽は、適正な利用に供するよう常に日常的な保守点検を行い、正常な保持育成に努めるものとする。

業務の内容及び標準仕様等は、別紙1を参考に管理にあたるものとする。
ただし、これに記載のない事項については、別途県と協議する。

(4) その他、犀川緑地の管理に関し、知事が必要と認める業務

- ① 占用、行為許可等にともなう現地における連絡調整
- ② 緊急時体制の確立。気象警報、注意報に対応した「気象災害対応マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を作成し、管理すること。
- ③ 上記業務に伴う管理簿の作成
- ④ 公園に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応するとともに、速やかに内容を県に報告すること。

4 指定管理者の業務から除く範囲

第三者が管理する管理許可施設、設置許可施設、占用物件については、指定管理者の業務から除くものとする。

5 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、指定管理者は請負者の作業日、作業場所、作業内容等公園管理に必要な項目を把握し、必要に応じて公園内の安全対策を適宜指示すること。

6 備品管理

- (1) 指定管理者に貸与する備品は別紙2のとおりとする。その管理にあたっては、常に整理整頓し、適切な維持管理に努めること。
- (2) 指定管理者は、備品等の管理を行うための台帳を整備し、必要な事項を記載しなければならない。
- (3) 公園外への備品の貸し出しは禁止する。ただし、県の承認を得た場合はこの限りでない。

7 業務の引継

- (1) 指定期間の終了後又は取り消しにより石川県又は次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、公園の管理に支障が生じないように十分な配慮を行うこと。
- (2) 新たに指定管理者となる法人等については、令和9年4月1日から円滑に業務が行われるよう、職員に対する研修を実施するなど、運営管理に混乱を招かないよう最大限配慮すること。

8 事業報告等

- (1) 指定管理者は会計年度終了後、都市公園の管理の業務に関し事業報告書を作成し、別途指定する期日までに県に提出すること。
- (2) 事業報告書の内容は次のとおりとする。

- ①管理運営の体制
 - ②実施した事業内容、時期及び成果
 - ③利用実績及び分析
 - ④管理運営に要した経費の総額及び内訳
 - ⑤その他、管理運営に関し石川県が必要と認める事項
- (3) 指定管理者は、毎月終了後 5 日以内に次の事項に関し県に報告すること。
- ①各月の利用状況
 - ②利用者の苦情処理数、内容及び要望等
 - ③小修繕、応急処置等の実施状況
- (4) 指定管理者は、管理運営及び経理状況並びに植物、施設の管理記録簿等を常に記録・整理すること。
- (5) 石川県は、指定管理者に対してその管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができる。

9 指定の取り消し等

- (1) 石川県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続できないと認めるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により当該指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (2) 上記により指定の取り消し等を命じた場合において、指定管理者に損害が生じてても、県はその賠償の責めを負わない。

10 個人情報の保護義務

指定管理者が、都市公園の管理上知り得た個人情報の取り扱いについては、石川県個人情報保護条例に基づき適正に管理すること。

11 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、石川県と指定管理者が協議して定めるものとする。

12 留意事項

- (1) 県は必要があれば指定管理者の管理状況の調査を行い、指導又は管理方法の是正を指示することができるものとする。
- (2) 県からの要請への協力
- ①石川県から、公園の管理並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
 - ②その他、石川県が実施又は要請する事業への支援、協力又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。
- (3) 公園の管理の全般にあたって、必要な関係機関と十分連絡調整を図ること。

(別紙1)

公園の施設、設備及び緑地等の維持管理業務内容

■犀川緑地

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	園路(犀川):3,020m 自転車道:8,069m 園路(伏見川):3,620m 園路(高橋川):7,522m 芝生広場(堤内地) 16,170㎡ 駐車場(大桑地区):3,000㎡ 駐車場(法島地区):4,500㎡ 小広場(伏見川):6箇所 小広場(高橋川):15箇所 他園内全域	落ち葉、ゴミ等の清掃	竹箒、熊手、ブロワー等による清掃	適宜	台風や強風の前後は巡視、点検を入念に実施
	排水施設	排水樹 側溝清掃	人力又は機械による清掃	年2回	
	便所:8棟 休憩所(犀川) 木造2階建て	床、便器、洗面台、手洗場等の洗浄清掃及び消耗品補充	洗剤、スポンジ、デッキブラシ等による人力清掃 休憩所は床面を箒、掃除機等により清掃	1回／日	
		壁面、窓ガラス、天井、外壁等の清掃	はたきがけ、水洗浄等	適宜	
	湿性植物園、池、自然観察水路	浮遊ゴミ等の除去、護岸周辺の清掃			
公園施設維持管理	園路、自転車道路	舗装面、縁石、園路橋等の点検	利用に支障がある場合は小修繕	適宜	
	駐車場	舗装面のクラックや陥没、駐車ライン等の状況を点検			
	排水施設	排水樹、側溝等の点検	機能に支障をきたす場合は小修繕		
	犀川 ベンチ:120基 石製ベンチ:7基 野外卓:19基 ぐるぐる山:2箇所 パーゴラ(藤棚):3基 伏見川 ベンチ:19基 石製ベンチ:9基 高橋川 木製ベンチ:42基 パーゴラ:1基 柵等	破損等利用に際しての不具合点検	利用に支障がある場合は小修繕		
	休憩所(犀川) 木造2階建て				
	四阿 犀川:2棟 高橋川:1棟 休憩舎 犀川:2棟	美化、清掃及び火災防止に努め、適切な維持管理を行う。			

	飲用水栓:12箇所	器具の破損、漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等		
	湿性植物園、池、自然観察水路	A=12,000㎡ 保守、点検	護岸補修		
公園施設維持管理	せせらぎ水路	L=120m 泥上げ、水路底清掃	ブラシがけ	3回／年	水遊びなど夏場の利用を念頭に実施
	時計:2基	動作不良等の不具合を点検			
設備等維持管理	園路灯:101基	器具の破損、球切れ等の不具合点検	電球交換等	適宜	
	散水栓	漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等		
	案内板、標識等	汚れや破損、剥離、表示内容の消え等点検	利用に支障がある場合は小修繕		
植栽等維持管理	樹木剪定	中高木 低木寄植 生垣	N=451本(中高木) A=8,700㎡(低木寄植) L=360m(生垣)	年1～2回	枝の伸長や花芽の分化等を考慮し、適切な時期に実施
	病虫害防除	樹木の巡回、目視、点検	発生時に捕殺または薬剤散布 (薬剤散布時は告知等の対応)	適宜	
	雪吊り	中高木 低木 生垣	N=20本(中高木) N=200本(低木) L=360m(生垣)	降雪前に設置 3月中に撤去	降雪状況に応じて適宜点検、補修
	芝生管理 (河川敷、大桑・法島地区)	刈り込み、清掃	トラクターモア、スイーパー等 A=1528a 河川敷、大桑・法島地区	年5回	刈芝は適切に処分
		更新	A=110a	1回／5年	
		除草	A=145a	年3回	
	園内除草(機械)	草地及び自転車道両側 1m	ハンマーナイフモア、肩掛け式刈り払い機等 A=720a	年3回	刈草した雑草は適切に処分
	園内除草(人力)	石垣、法面、植え込み地等	鎌等による人力除草 A=152a		
	藤棚手入れ:4箇所	剪定等	A=86㎡	年1回	
	ブドウ園手入れ	剪定、果実育成等		適宜	
	枯損木、枯損枝処理	園内全域			
遊戯施設維持管理	遊具点検	複合遊具 犀川:2基 伏見川:1基 ネットトランポリン:1基 築山:2箇所 健康遊具:14基 二連ブランコ:1基 滑り台:1基	安全利用のため、動作異常、危険箇所等の有無、周囲の状況等確認、点検 管理者による日常点検及び月点検 専門家による定期点検 砂場については衛生面に配慮	日常点検 1回／日 月点検 月1回 定期点検 年1回	定期点検の結果、及び修繕記録は保存

管理施設維持管理	車止め	法島・大桑地区 犀川自転車道 伏見川 高橋川	設置状況等点検	適宜	
廃棄物処理	分別処理	一般廃棄物、不燃廃棄物 の分別収集、廃棄	缶、瓶、ペットボトル等 の資源廃棄物はリサイ クルを実施	拠点地区は1回 ／日 (処分量に応じて 適宜) 伏見川、高橋川 地区は適宜	拠点地区 犀星碑周辺 法島、大桑地区 城南小公園 菊川小公園
警備	園内	巡視パトロール		適宜	
除雪	園路・駐車場除雪	・園内9カ所の便所周辺 ・ぐるぐる広場駐車場トイ レ付近 ・法島、大桑休憩所、四阿 周辺	機械又は、人力によ る除雪	積雪15cm以上で 実施	

【その他】

(危険箇所の点検)

立入禁止箇所や転落危険箇所等の危険箇所の抽出を行い、日常点検とは別に1回/月の頻度で適切な立入禁止措置が講じられているか点検を行うこと

(公園施設の定期点検)

破壊・損傷が利用者の事故につながる恐れのある公園施設については、日常点検とは別に1回/年の頻度で施設の破損、腐食、ボルトのゆるみ等を確認する定期点検を行い、点検結果や写真、修繕記録を保存すること。点検対象施設については、県央土木総合事務所と協議のうえ決定すること。

(遊具、自家用電気工作物、消防設備等の法定点検を実施している施設は除く)

犀川緑地 備品一覧表（県貸与備品）

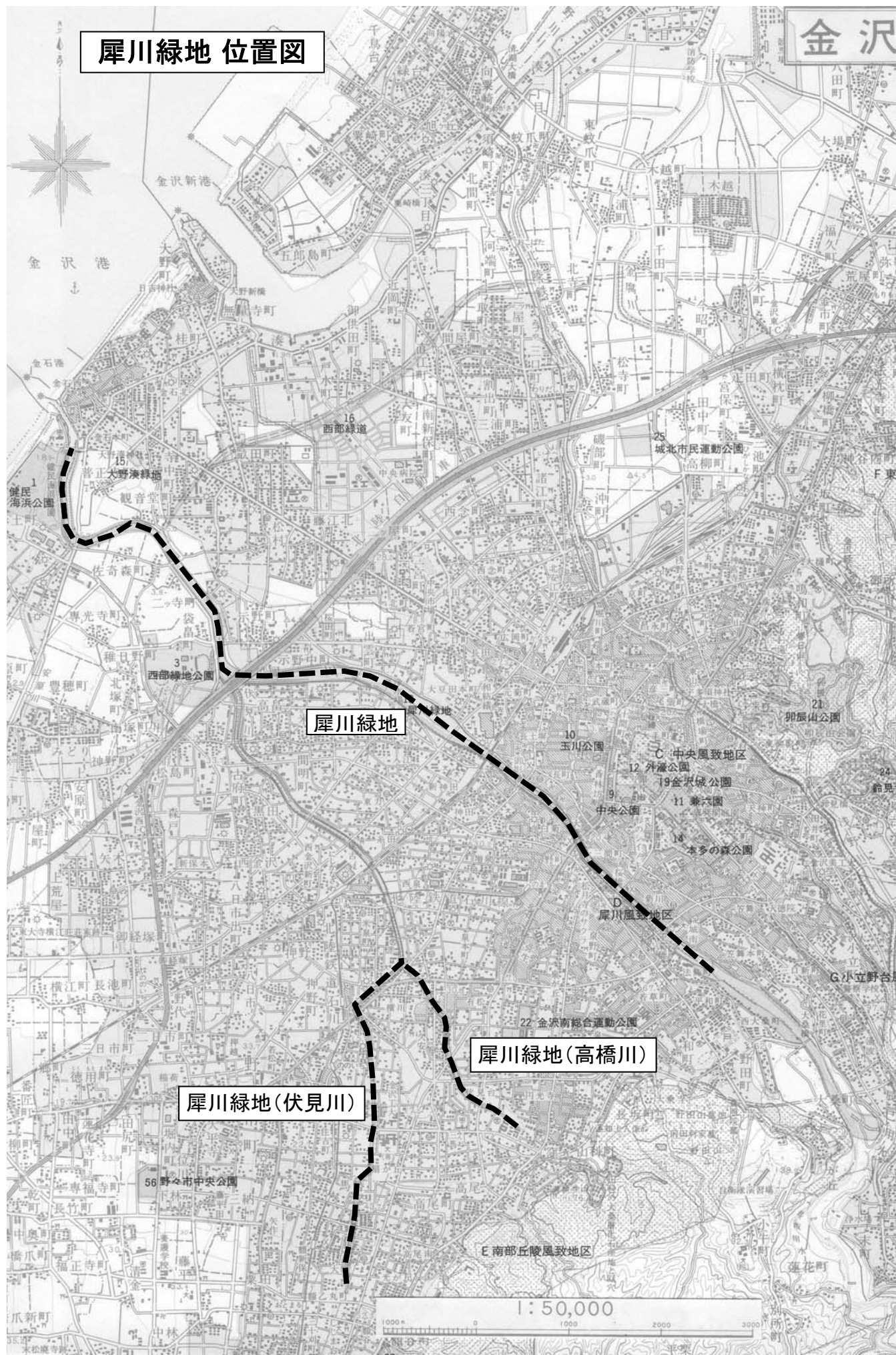
2026.4現在

区分	品名	規格・構造等	数量	備考
公園管理のための備品	テント	3530×3530×3200 白×青鉄製ポール（メッキ）	2	
	刈払機	マキタEM256	1	
	発電機	マキタG231	1	
	物置	イナバベイシMBX-70H	1	
		ヨド物置	1	
	小型除雪機	コマツ20PS	1	
公園中の管理備品所の	書庫	LION880×880×400	2	
	ロッカー	U c h i d a 1800×900×500	1	
	AED	CU-SP1	1	

犀川緑地 貸出品一覧表（県貸与消耗品）

区分	品名	規格・構造等	数量	備考
その他貸出品	物品棚	1800×920×1800中量ラック	2	
	ポンプ	マキタEPR230	1	

金 沢



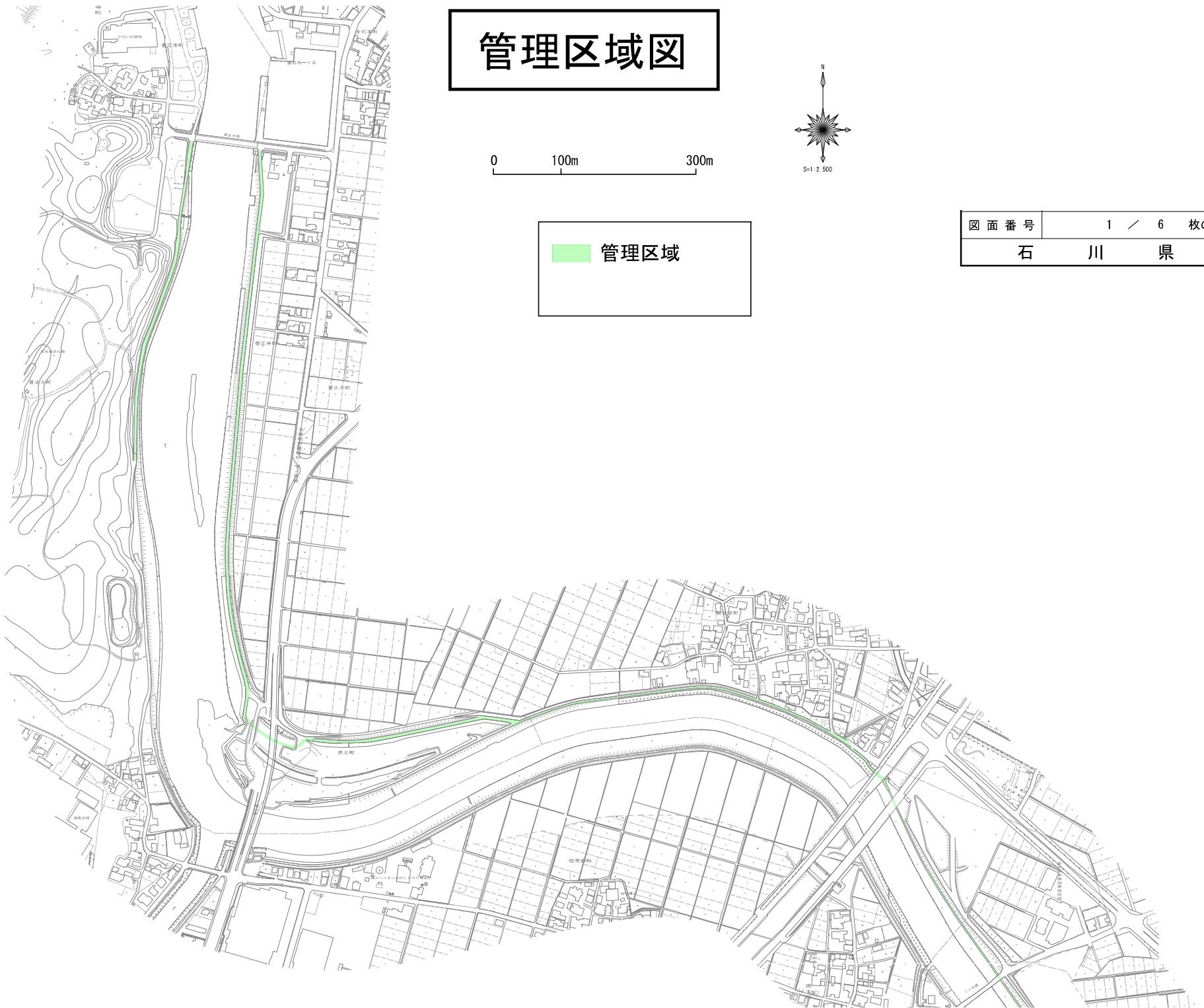
管理区域図



 管理区域

図面番号 1 / 6 枚の内

石 川 県



管理区域図

0 100m 300m



管理区域

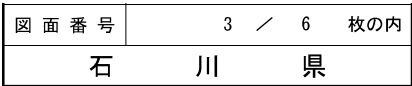
図面番号	2 / 6	枚の内
石	川	県

古府緑地

管理区域図



 管理区域



管理区域図

0 100m 300m

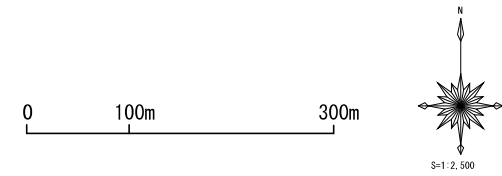


管理区域

御影小公園

図面番号	4 / 6	枚の内
石	川	県

管理区域図



管理区域

犀星碑園地

菊川小公園

管理区域図

城南小公園

雪見橋前小公園

0 100m 300m



管理区域
管理協定区域

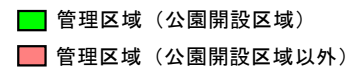
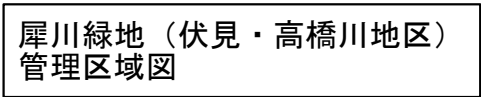
区域A

区域B

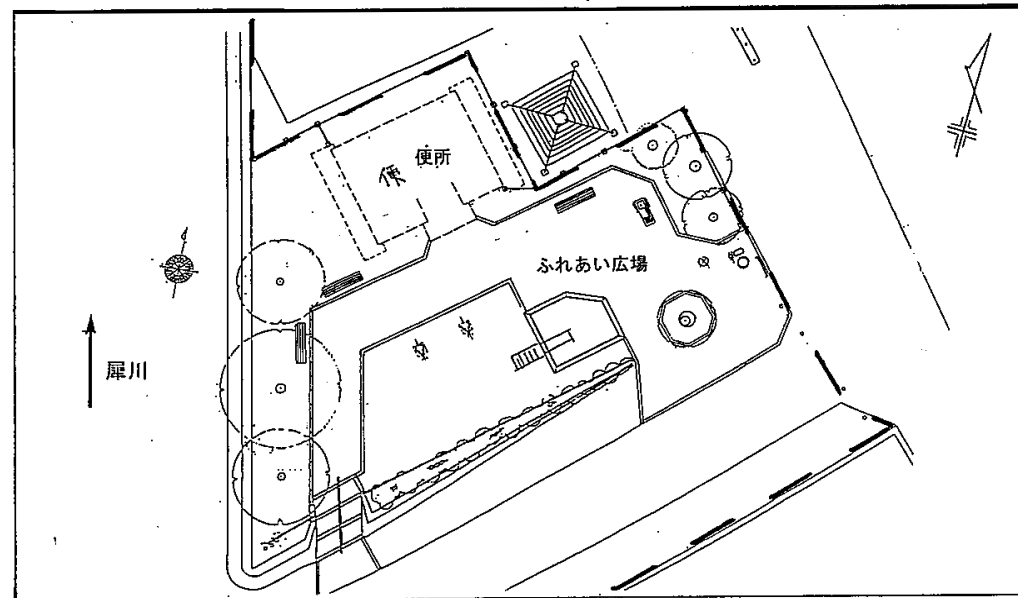
区域C

いしかわ子ども交流センターとの管理協定区域
区域A（駐車場）：緑地の維持管理
区域B（交流センター敷地）：維持管理対象外
区域C（交流センター周辺園地）：園地の維持管理（便所、水飲み、照明灯の維持管理、ベンチ・テーブル等の清掃は除く）

図面番号	6 / 6 枚の内
石	川 県

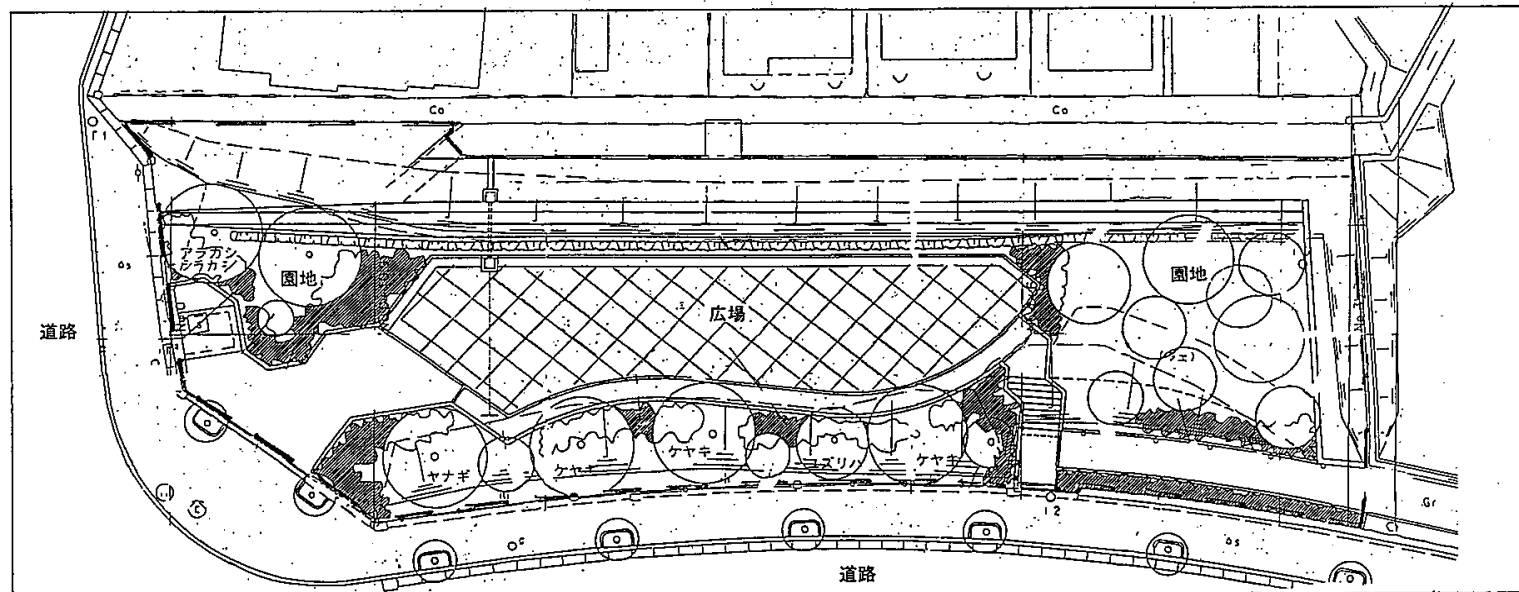


菊川小公園

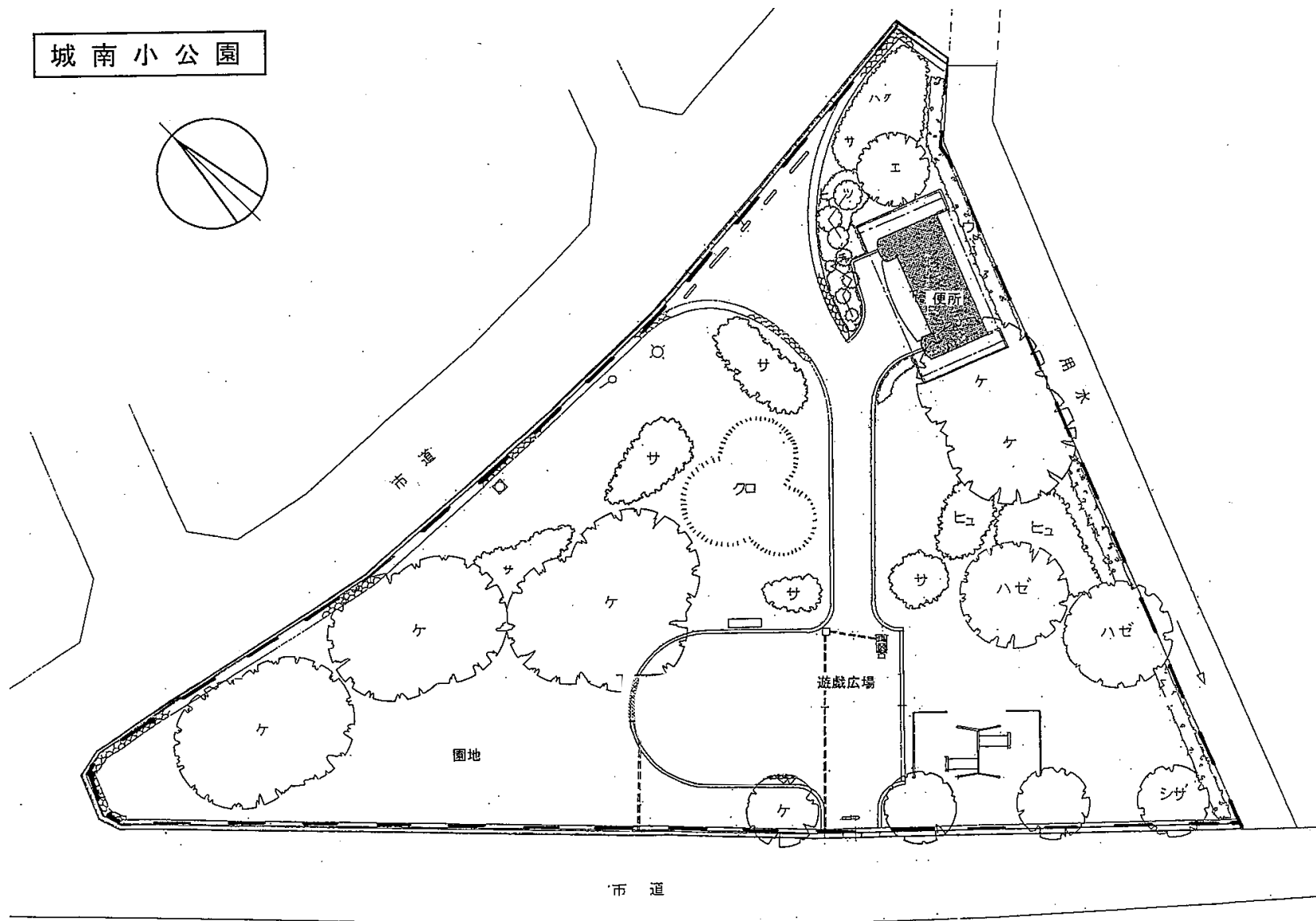
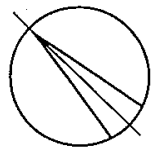


雪見橋前小公園

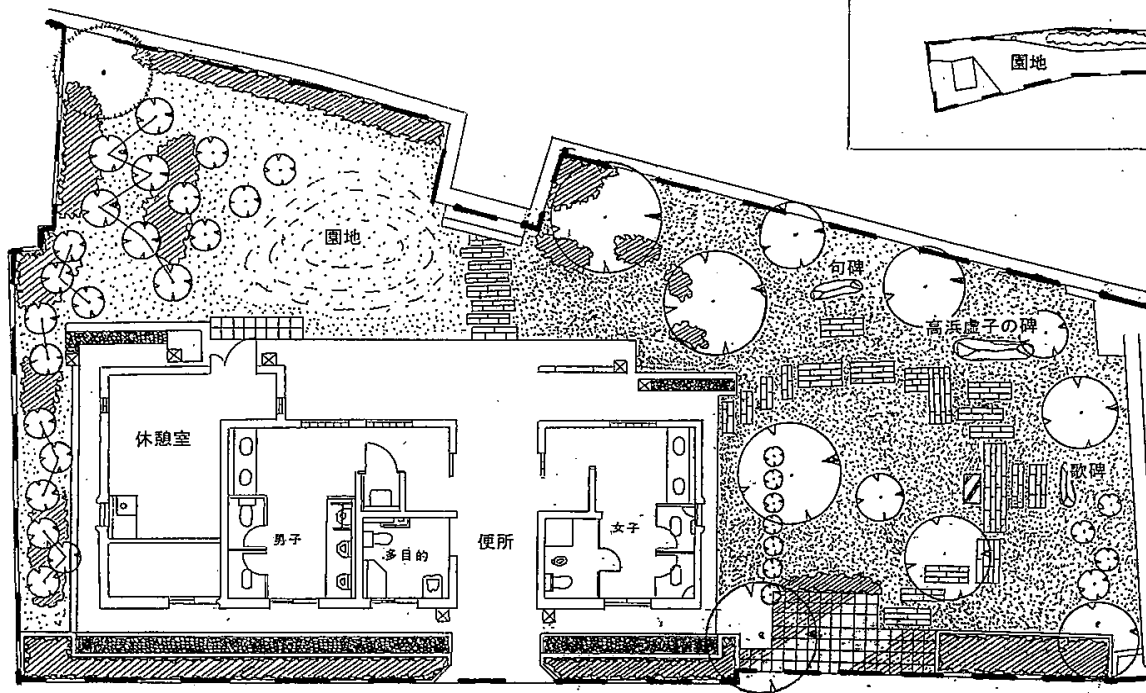
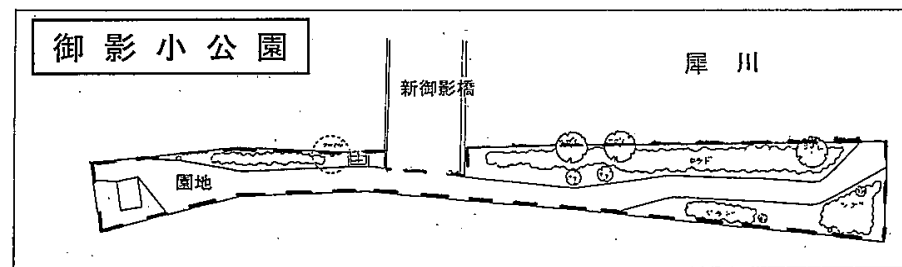
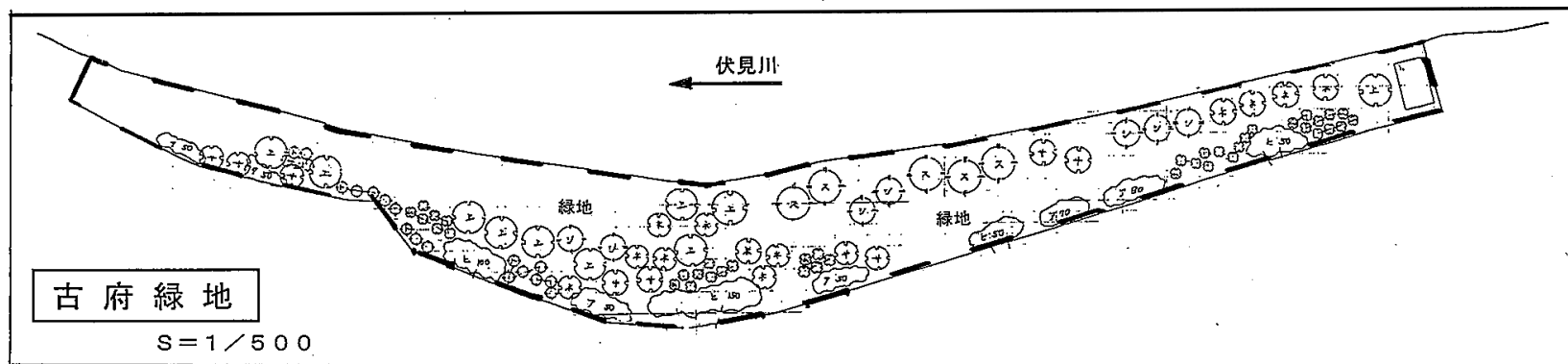
S=1/250



城南小公園



0 10 20



犀星碑園地